

「商品の概要」添付資料

通貨選択型一時払変額年金保険（年金原資保証型）「シュテルン」
特別勘定に関するお知らせ

通貨選択型一時払変額年金保険（年金原資保証型）「シュテルン」の特別勘定に関しまして、下記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

本資料におきましても、下記のとおりお読み替えください。

記

◆2018年5月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型（C005H）」および「グローバルバランス型（C006H）」

(2) 対象となる投資信託

「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（USD）」

および「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（AUD）」

(3) 変更内容（P5～P6 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
シティ米国債インデックス (3-5年)	FTSE 米国債インデックス (3-5年)
シティオーストラリア国債インデックス (3-5年)	FTSE オーストラリア国債インデックス (3-5年)

(4) 変更日

2018年5月19日

◆2015年3月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる特別勘定

「グローバルバランス型（C005H）」および「グローバルバランス型（C006H）」

(2) 対象となる投資信託

「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（USD）」

および「アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド（AUD）」

(3) 変更内容（P5～P6 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
シティグループ米国債インデックス (3-5年)	シティ米国債インデックス (3-5年)

シティグループオーストラリア国債インデックス (3-5年)	シティオーストラリア国債インデックス (3-5年)
----------------------------------	------------------------------

(4) 変更日

2015年3月31日

◆2014年12月 運用会社の名称の再変更について

(1) 対象となる特別勘定

特別勘定の名称	通貨
グローバルバランス型 (C005H)	米ドル
グローバルバランス型 (C006H)	豪ドル

(2) 変更内容

●再変更時期 (2014年12月)

	変更前	変更後
運用会社 の名称	アリアンツ・グローバル・インベスターズ ・ヨーロッパ GmbH	アリアンツ・グローバル・インベスターズ GmbH

●変更時期 (2012年10月)

	変更前	変更後
運用会社 の名称	アリアンツ・グローバル・インベスターズ KAG mbH	アリアンツ・グローバル・インベスターズ ・ヨーロッパ GmbH

(3) 特別勘定への影響

特別勘定への影響はありません。

◆2012年9月 特別勘定が主な投資対象とする外国投資信託の変更について

(1) 対象となる特別勘定

特別勘定の名称	通貨
グローバルバランス型 (C005H)	米ドル

(2) 変更内容

	変更前	変更後
特別勘定が 主な投資対象とする外国 投資信託	アリアンツ・ライフ・リスク・ コントロール・ファンド (USD2)	アリアンツ・ライフ・リスク・ コントロール・ファンド (USD)

※ 目標ボラティリティにつきましては、特別勘定内で外国投資信託への投資割合を調整することにより、特別勘定における目標ボラティリティは変更前の水準が維持され、これにより収益期待資産およびリスク回避資産への配分比率の計算方法も従来どおりとなります。

※ ボラティリティとは、株式や債券などの値動きにもとづいて算出した、価格変動の大きさを示す指標です。

(3) 特別勘定への影響

特別勘定の資産運用関連費用につきましては、変更後は最大で年率**0.36%**となります。

(4) 変更日

2012年9月21日

以上

ご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことから、必要な保険知識などについて、また「特別勘定のしおり」は、特別勘定の運用方針・投資対象などについて記載しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について
- 保障の責任開始期について
- 死亡給付金をお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- この商品にかかる諸費用について
- ご契約の解約および一部解約について

■ 生命保険契約者保護機構について

アリアンツ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構

電話 03-3286-2820 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアリアンツ生命との保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してアリアンツ生命が承諾したときに有効に成立します。

変額保険は、(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、(社)生命保険協会に登録された者のみが募集を行うことができます。ご契約に際しては必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。お客さまが生命保険募集人の登録状況・権限および変額保険販売資格に関して確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

アリアンツ生命 カスタマーサービスセンター 0120-974-863
受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

■ 募集代理店からのお知らせ

この商品は、アリアンツ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。

保険契約に加入いただくか否かが、募集代理店における他の取引に影響をおよぼすことはありません。

■ アリアンツ生命保険の取組み

 アリアンツ生命保険は
(財)東京都公園協会の都立公園
AED設置事業をサポートしています
設置場所などの詳細はホームページで
<http://life.allianz.co.jp/aed>

〈引受保険会社〉

アリアンツ生命保険株式会社

〒107-0051
東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル
カスタマーサービスセンター

 0120-974-863

月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
<http://life.allianz.co.jp>

通貨選択型一時払変額年金保険(年金原資保証型)

シュテルン
Stern

Allianz 
アリアンツ生命保険



このパンフレットは
カラーユニバーサルデザインに
もとづいて制作しています

引受保険会社

アリアンツ生命保険株式会社



 **アメリカ合衆国**

世界最大の経済大国

米ドルは基軸通貨として最も取引されています。

首都	ワシントンD.C.
人口	約3億914万人(2010年4月)
面積	約962.8万km ² (日本の約25倍)
通貨	米ドル



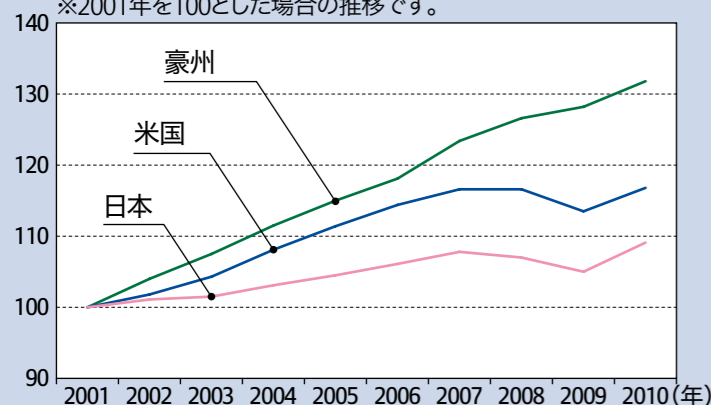
 **オーストラリア連邦**

世界有数の資源国

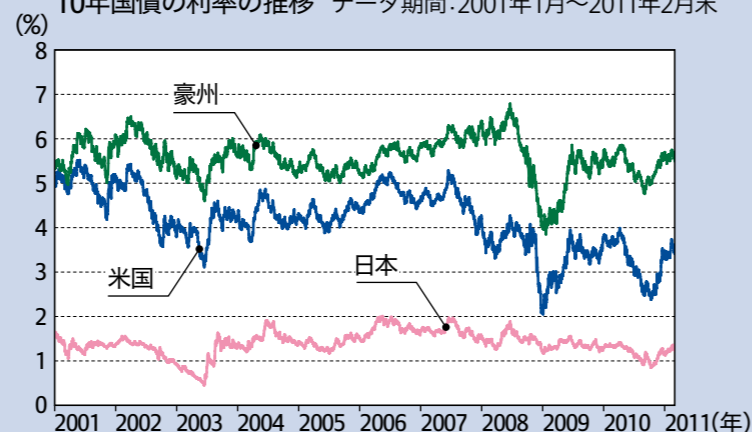
豊富な資源を有し、プラス成長が続いています。

首都	キャンベラ
人口	約2,215万人(2009年12月)
面積	約769.2万km ² (日本の約20倍)
通貨	豪ドル

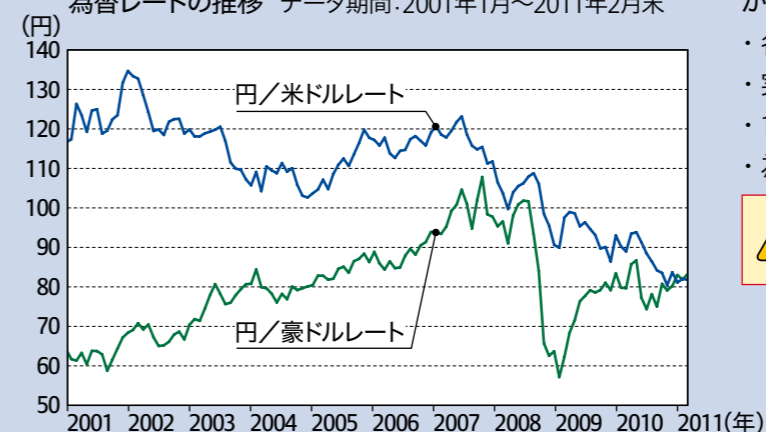
米国、豪州は日本に比べて高成長が続いています。
実質GDP(指数)の推移 データ期間:2001年~2010年
※2001年を100とした場合の推移です。



米国、豪州の金利は日本に比べて高水準です。
10年国債の利率の推移 データ期間:2001年1月~2011年2月末





過去の為替レートの推移はグラフのとおりです。
為替レートの推移 データ期間:2001年1月~2011年2月末




記載の表・グラフは、次のデータを使用して、アリアンツ生命が作成したものです。

- ・各国の人口・面積：外務省
- ・実質GDP(指数)の推移：内閣府、米国商務省、豪州統計局
- ・10年国債の利率の推移：Bloomberg
- ・為替レートの推移：Bloomberg(月末のスポットレート)

 記載のグラフは過去の推移を示したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

 **投資リスクについて**

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国株式および外国債券などを主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額などが変動します。したがって、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

 **為替リスクについて**

- この商品は外貨建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

 **諸費用について** (詳しくは11ページをご覧ください)

- この商品にかかる費用は、「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「外貨のお取扱いにかかる費用」がかかります。

シュテルン **Stern** には年金原資保証で「まもり」、外貨運用で「ふやす」2つの魅力があります。

point 1 通貨は米ドルまたは豪ドルから、据置期間は3年・5年・10年からお選びいただけます。

! ●ご契約後に通貨を変更することはできません。
●ご契約日の基準金利*によっては、お選びいただけない据置期間があります。
*基準金利とは、年金原資保証率を決定する際に基準となる金利のことです。

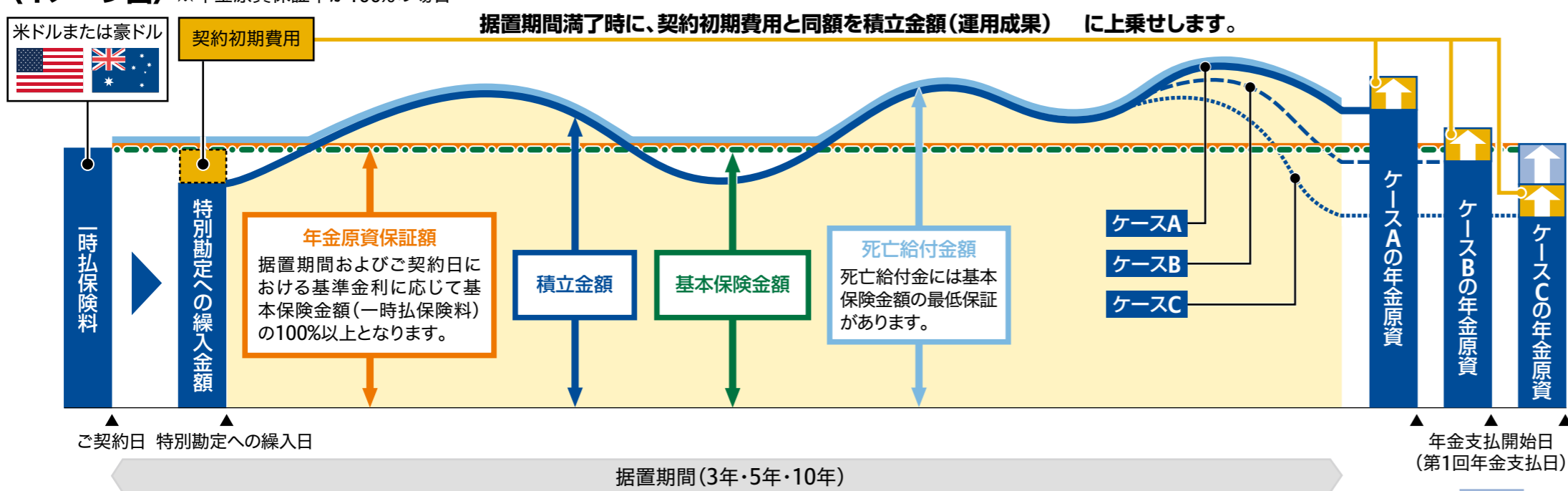
point 2 運用成果に契約初期費用と同額を上乗せします(据置期間満了時)。さらに年金原資は基本保険金額(一時払保険料)の100%以上が最低保証されます。

! ●死亡給付金には基本保険金額の最低保証がありますが、契約初期費用と同額の上乗せはありません。
●据置期間中の解約返戻金には契約初期費用と同額の上乗せや、年金原資保証額の最低保証はありません。
●この商品は外貨建てのため、円による最低保証はありません。

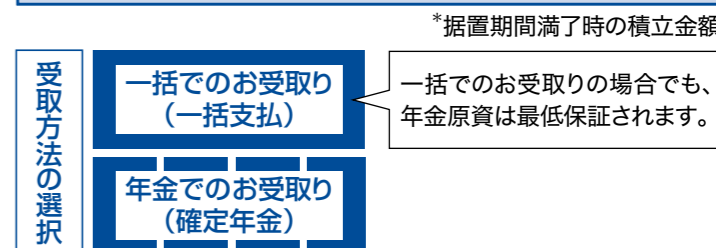
point 3 市場の環境に対応する運用を行い、安定した運用成果の実現を目指します。
※詳しくは5ページをご覧ください。

! ●積立金を運用する特別勘定は、ご選択いただいた通貨により異なります。

〈イメージ図〉 ※年金原資保証率が100%の場合



ケースA	積立金額*が年金原資保証額を上回った場合 年金原資 = 積立金額 + 契約初期費用と同額
ケースB	積立金額*が年金原資保証額を下回り、契約初期費用と同額を上乗せした額が年金原資保証額を上回った場合 年金原資 = 積立金額 + 契約初期費用と同額
ケースC	積立金額*が年金原資保証額を下回り、契約初期費用と同額を上乗せした額も年金原資保証額を下回った場合 年金原資 = 年金原資保証額



年金原資保証額 について

- 年金原資保証額は、基本保険金額に据置期間およびご契約日における基準金利に応じて決まる年金原資保証率を乗じた額で、基本保険金額(一時払保険料)の100%以上となります。
- 基準金利は、毎月1日に設定されます。お申込日からご契約日までの間に基準金利が変更になった場合、年金原資保証率はお申込日時点と異なることがあります。
- お客さまのご契約の年金原資保証率は、ご契約後に変更されることはありません。

※特別勘定への繰入日はつぎのいずれか遅い日となります。
(1) アリアンツ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日の翌日
(2) ご契約日からその日を含めて8日目(その日が営業日でないときは翌営業日)の翌日

※図はイメージであり、ご契約の一部解約などがなかった場合のもので、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資などを保証するものではありません。図の「死亡給付金額」の線は、ケースAの場合を示しています。

¥ 一時払保険料を円でお払込みになりたい方
保険料円入金特約を付加することにより、一時払保険料を円でお払込みいただくことができます。
※詳しくは10ページをご覧ください。

運用成果を円で確定させたい方
年金原資・積立金額の円換算額が目標額以上になった場合、自動的に円建ての年金に移行します(据置期間満了時および繰下期間中)。(円建年金移行特約を付加した場合)

●年金原資の円換算額が目標額以上となった場合、円建ての年金に移行します。目標額を下回った場合は、年金支払開始日を3年繰下げ、繰下期間中の積立金の円換算額が目標額以上となったとき、円建ての年金に移行します。
※詳しくは8ページをご覧ください。


特別勘定

市場の環境に対応する運用を行い、安定した運用成果の実現を目指します。


通貨	米ドル	豪ドル
特別勘定名	グローバルバランス型(C005H)	グローバルバランス型(C006H)
主な投資対象とする外国投資信託名	アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(USD2)	アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(AUD)
運用会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ KAG mbH	

特別勘定のしくみ

- この商品の特別勘定は、株式・債券を組入れた「収益期待資産」と、短期金融資産を組入れた「リスク回避資産」で構成され、これらの資産の配分比率は、収益期待資産の価格変動の大きさに応じて毎週自動的に見直されます。

 **ご契約の通貨が「米ドル」の場合** [グローバルバランス型(C005H)]
特別勘定が主な投資対象とする外国投資信託:アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(USD2)

資産種類	組入比率	ベンチマーク
米国株式	25%	S&P500種指数
欧州株式(為替ヘッジあり)	10%	ユーロ・ストックス50指数(為替ヘッジ付)
英国株式(為替ヘッジあり)	5%	FTSE100指数(為替ヘッジ付)
米国債券	60%	シティグループ米国債インデックス(3-5年)
短期金融資産	—	設定されていません ※米ドル短期金利並みの収益を目指します。

 **ご契約の通貨が「豪ドル」の場合** [グローバルバランス型(C006H)]
特別勘定が主な投資対象とする外国投資信託:アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(AUD)

資産種類	組入比率	ベンチマーク
豪州株式	25%	S&P/ASX200指数
米国株式(為替ヘッジあり)	15%	S&P500種指数(為替ヘッジ付)
欧州株式(為替ヘッジあり)	10%	ユーロ・ストックス50指数(為替ヘッジ付)
豪州債券	50%	シティグループオーストラリア国債インデックス(3-5年)
短期金融資産	—	設定されていません ※豪ドル短期金利並みの収益を目指します。

- 収益期待資産の価格変動が小さく、安定成長が期待されるときは、収益期待資産の配分比率を上げ、収益の獲得を目指します。
- 収益期待資産の価格変動が大きく、価格の下落リスクが懸念されるときは、リスク回避資産の配分比率を上げて、価格の下落リスクの軽減を目指します。

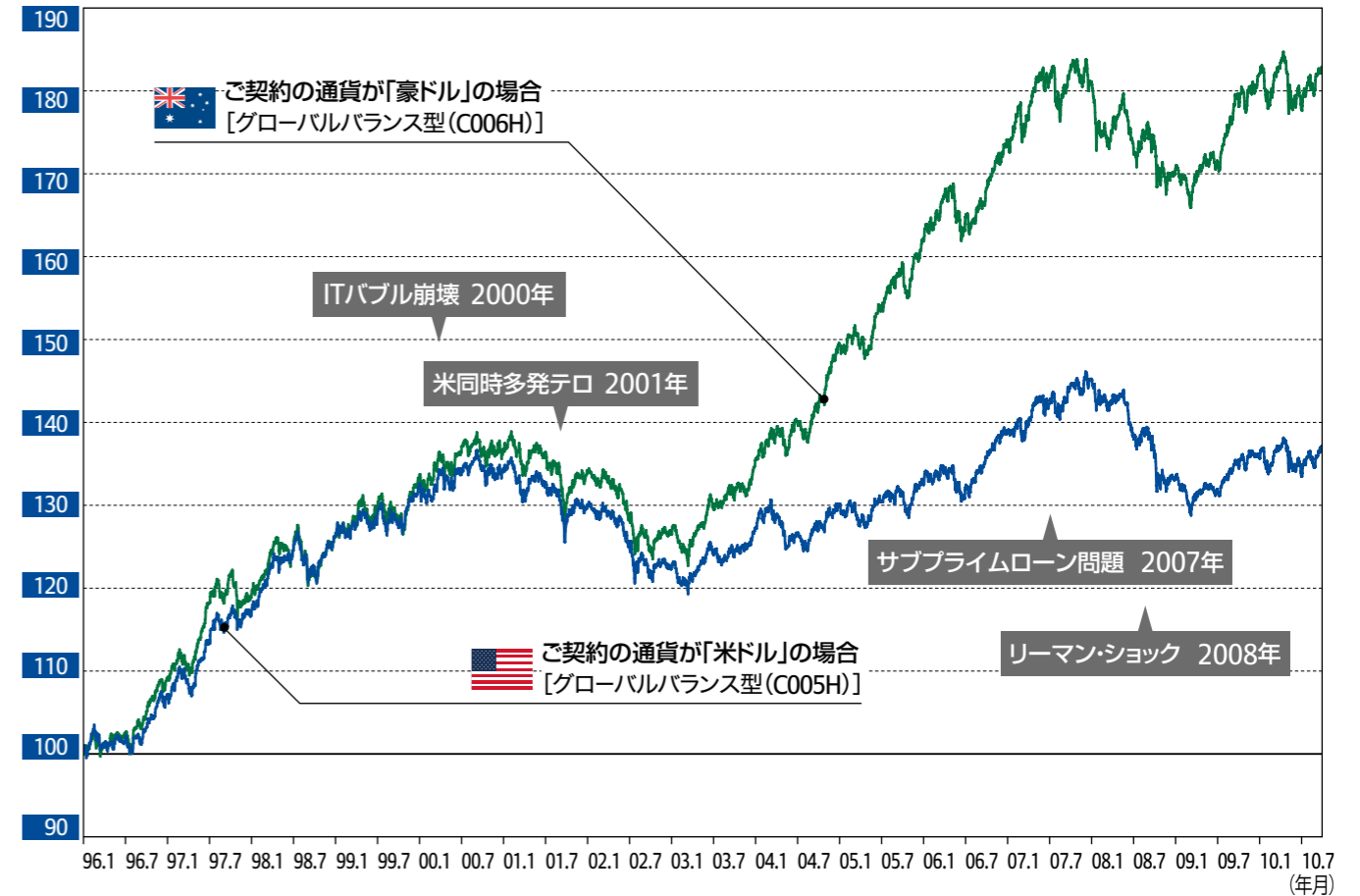


※図は収益期待資産の配分比率が100%の場合のイメージです。

シミュレーション

データ期間:1995年12月末~2010年9月末

特別勘定の指数の推移シミュレーション(費用控除後) ※1995年12月末を100とした場合の推移です。



使用インデックス【グローバルバランス型(C005H)】


【米国株式】S&P500種指数【欧州株式(為替ヘッジあり)】ユーロ・ストックス50指数(為替ヘッジ付)*【英国株式(為替ヘッジあり)】FTSE100指数(為替ヘッジ付)*【米国債券】シティグループ米国債インデックス(3-5年)【短期金融資産】フェデラル・ファンド・レート(FFレート)【収益期待資産】米国株式は25%、欧州株式(為替ヘッジあり)は10%、英国株式(為替ヘッジあり)は5%、米国債券は60%の比率で保有した前提で、各資産種類の収益率から算出した指数


使用インデックス【グローバルバランス型(C006H)】

【豪州株式】S&P/ASX200指数【米国株式(為替ヘッジあり)】S&P500種指数(為替ヘッジ付)*【欧州株式(為替ヘッジあり)】ユーロ・ストックス50指数(為替ヘッジ付)*【豪州債券】シティグループオーストラリア国債インデックス(3-5年)【短期金融資産】豪州準備銀行のオフィシャルキャッシュレート【収益期待資産】豪州株式は25%、米国株式(為替ヘッジあり)は15%、欧州株式(為替ヘッジあり)は10%、豪州債券は50%の比率で保有した前提で、各資産種類の収益率から算出した指数

*為替ヘッジ付の指数は、為替ヘッジコスト相当分を考慮してアリアンツ生命が作成

※S&P500種指数・S&P/ASX200指数、ユーロ・ストックス50指数®、FTSE100指数、シティグループ米国債インデックス(3-5年)・シティグループオーストラリア国債インデックス(3-5年)は、それぞれスタンダード&プアーズサービスズ、STOXX Ltd.、FTSE インターナショナルリミテッド、シティグループ・グローバル・マーケット・インクまたはそれらの許諾者の知的財産および登録商標であり、その許可のもとに使用しています。当指数を使用した本保険商品および投資信託は、各社またはそれらの許諾者によって保証、支持、販売促進されるものではなく、また、各社またはそれらの許諾者は一切の責任を負いません。

 ●このシミュレーションは、過去において各指数(インデックス)と同じ運用成果を実現したと仮定した場合のものであり、実際の運用による結果ではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
●このシミュレーションでは、過去200営業日の日次リターンにより算出された収益期待資産の価格変動の大きさにもとづき、収益期待資産およびリスク回避資産の配分比率を毎週見直したものととして算出しています。

 ●特別勘定について詳しくは「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

据置期間満了時のお受取方法

年金でのお受取り (確定年金)	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ定めた期間、年金をお受取りいただけます。 ● 年金支払期間は、5・10・15・20・25・30・35・40年の中からお選びいただけます。 ● 年金支払開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、残りの年金支払期間の年金現価を死亡一時金として年金受取人*にお支払いします。
一括でのお受取り (一括支払)	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金でのお受取りにかえて、一括でお受取りいただくこともできます。

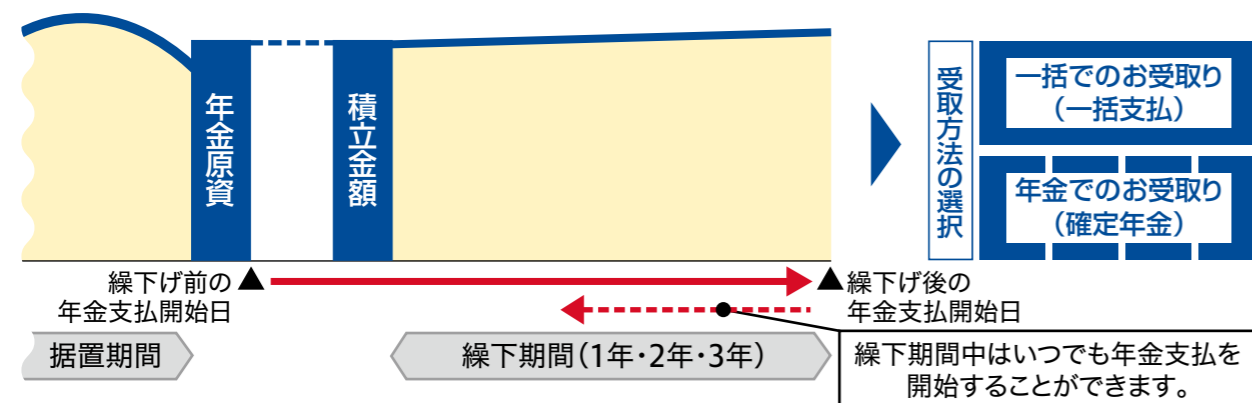
*年金受取人が被保険者の場合、後継年金受取人にお支払いします。

- ご契約者は、年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合に新たな年金受取人になる後継年金受取人をあらかじめ指定することができます。

- !**
- 年金支払期間のご選択にあたっては、年金支払期間満了時における被保険者の年齢は110歳以下であることが必要です。
 - 年金額は、ご契約時に定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金原資にもとづき、年金支払開始時点の基礎率など(予定利率など)により計算されます。
 - 年金額が1,000米ドル、1,000豪ドルに満たない場合は、年金のお支払いを行わず、年金原資をご契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
 - 年金額が30万米ドル、30万豪ドルをこえる場合は、年金額はそれぞれ30万米ドル、30万豪ドルとし、これをこえる部分については年金のお支払いを行わず、そのこえる部分に対応する年金原資相当額を、第1回の年金とともに年金受取人にお支払いします。

年金支払開始日の繰下げ

- 据置期間満了時に限り、年金支払開始日を繰下げることができます。
- 繰下期間は、1年・2年・3年の中からお選びいただけます。
- 年金原資と同額を繰下期間の初日の積立金額とし、繰下期間中は、特別勘定による運用は行わず、アリアンツ生命の定めた利率(積立利率)で一般勘定で運用します。
- 繰下期間中に被保険者が亡くなられたときは、亡くなられた日の積立金額を死亡給付金としてお支払いします。
- 繰下期間中はいつでも年金支払を開始することができます。



- !**
- 繰下期間中、ご契約の一部解約(詳しくは9ページをご覧ください)はお取り扱いしません。

円建年金移行特約

据置期間満了時の年金原資または繰下期間中の積立金額の円換算額が目標額以上となった場合、自動的に円建ての年金に移行します。目標割合は、100%から300%まで1%刻みでお選びいただけます。

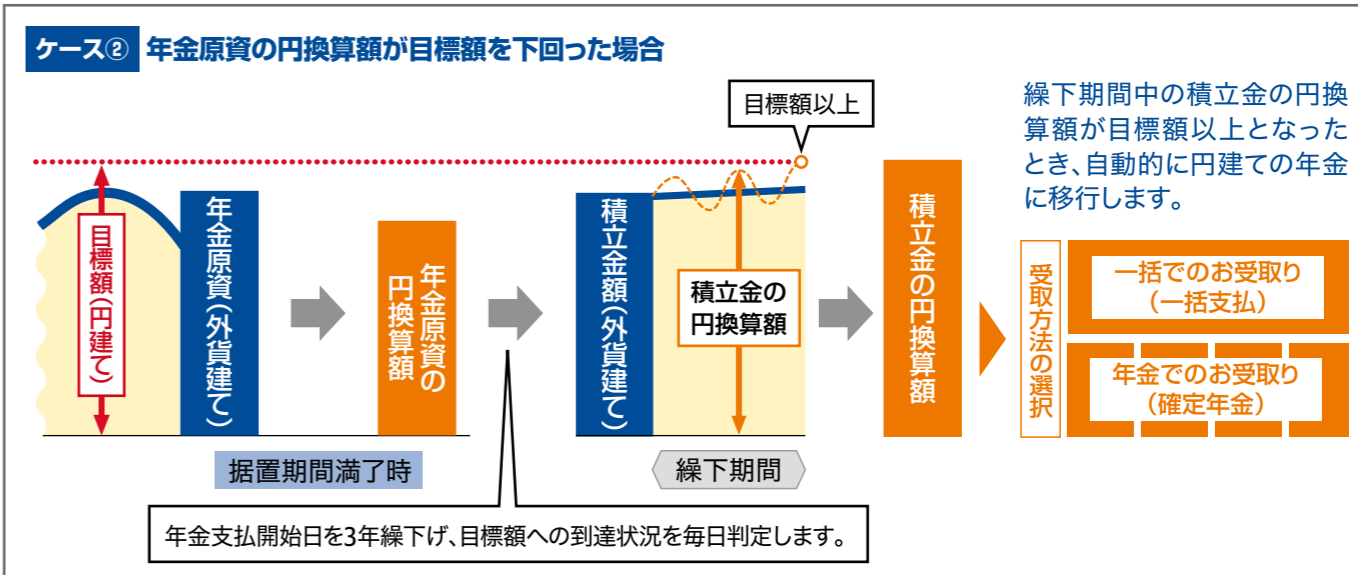
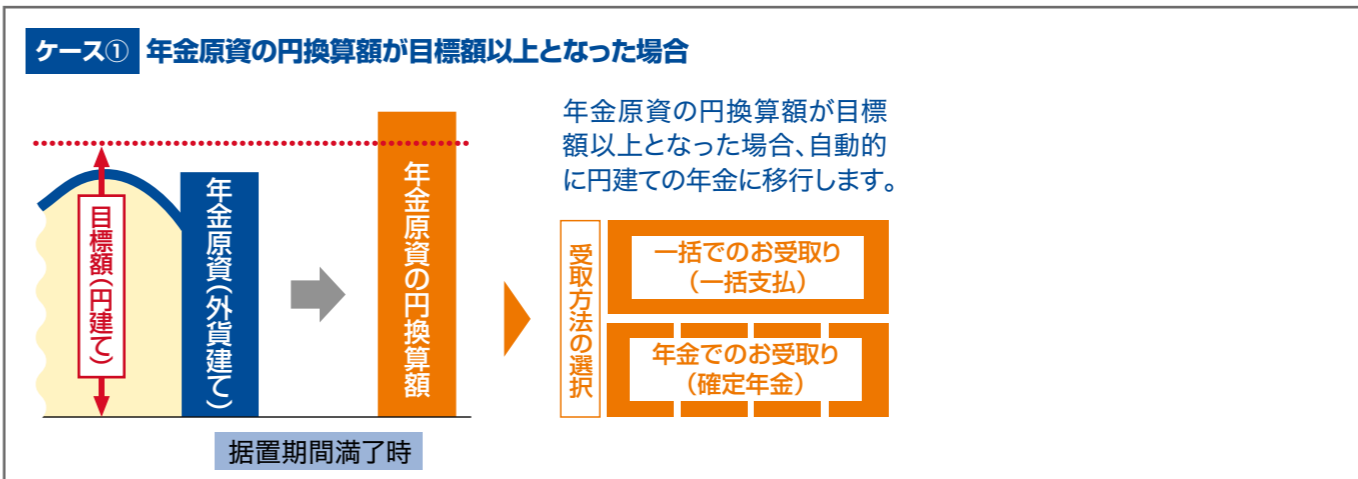
- 据置期間満了時の年金原資の円換算額があらかじめ設定した目標額以上となった場合、円建ての年金に移行します。
- 据置期間満了時の年金原資の円換算額が目標額を下回った場合は、年金支払開始日を3年繰下げ、繰下期間中の積立金の円換算額が目標額以上となったとき、円建ての年金に移行します。繰下期間中に目標額以上とならなかった場合は、外貨建てで一括または年金でのお受取りとなります。
- 繰下期間中の積立金額の目標額への到達状況は、アリアンツ生命が毎日判定します。
- 目標額は、基本保険金額の円換算額(保険料円入金特約を付加した場合は、円でお払込みいただいた一時払保険料の金額)に100%から300%の間からお選びいただいた割合(目標割合)を乗じた額となります。
- この特約を付加した場合の円への換算は、下表の円に換算する日におけるアリアンツ生命所定の為替レートを用います。

円に換算する金額	円に換算する日*
基本保険金額	契約日
据置期間満了時の年金原資*1	年金支払開始日
繰下期間中の積立金額*1	目標額以上となった日

*1目標額以上となった場合です。

*2円に換算する日が、アリアンツ生命所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

円建年金移行特約のイメージ



死亡保障

死亡給付金(据置期間中の死亡保障)

お支払事由	お支払額	受取人
被保険者が、年金支払開始日前に亡くなったとき	被保険者の亡くなられた日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 (1)積立金額 (2)基本保険金額	死亡給付金受取人



●責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるときや、死亡給付金受取人・ご契約者の故意による被保険者の死亡のときなど、死亡給付金をお支払いできない場合があります。

遺族年金支払特約

- この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金でお受取りいただくことができます。
- 被保険者の亡くなられた日*1を年金基金設定日とします。このとき、円支払特約があわせて付加され、円に換算*2した死亡給付金を充当し、年金基金が設定されます。したがって、年金は円によるお支払いとなります。(円支払特約について詳しくは10ページをご覧ください)
- *1被保険者が亡くなられた後、死亡給付金受取人のお申出によってこの特約を付加した場合は付加した日となります。
- *2アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日におけるアリアンツ生命所定の為替レートを用います。
- 年金の種類は確定年金となります。
- 年金支払期間は、この特約を付加したときに5・10・15・20・25・30・35・40年の中からお選びいただけます。
- 第1回の年金支払日(年金支払開始日)は、年金基金設定日の翌年の応当日とします。
- 年金受取人からのお申出により、年金でのお支払いにかえて、一括でお支払いすることもできます。この場合、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が複数の場合は、一括支払を行った年金受取人について消滅します。



●契約時または据置期間中など、死亡給付金をお支払いする前に限り、この特約を付加することができます。

●年金額はご契約時に定まるものではありません。年金額は、年金基金にもとづき、年金基金設定日時点の基礎率など(予定利率など)により計算されます。

●年金額が10万円に満たない場合は、年金のお支払いを行わず、年金基金設定日における年金基金の価額を一括で円でお支払いします。年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。

解約・一部解約

- ご契約を解約された場合、解約返戻金が支払われ、ご契約は消滅します。
- ご契約の解約日・一部解約日は、必要書類をアリアンツ生命が受付けた日(必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日)の翌営業日の翌日となります。
- ※繰下期間中の解約日は、必要書類をアリアンツ生命が受付けた日(必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日)となります。
- 解約返戻金額は以下のとおりとなります。

解約	解約日の前日の積立金額 - 解約控除額	一部解約	一部解約請求額 - 解約控除額
----	---------------------	------	-----------------

※解約日または一部解約日が一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定へ繰入れる日以前となる場合は、解約返戻金は解約日の前日の基本保険金額または一部解約請求額に相当する金額となります。

※繰下期間中の解約返戻金額は、解約日の積立金額となります。

- 解約控除額は、解約控除対象額に据置期間および経過年数に応じた解約控除率(下表)を乗じた額となります。

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満
据置期間	3年	1.2%	0.8%	0.4%	—	—	—	—	—	—
	5年	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	—	—	—	—
	10年	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%

- 解約控除対象額は、解約の場合には一時払保険料となります。一部解約の場合には一部解約請求額(一時払保険料を上限とします)となります。
- ご契約の一部解約が行われた場合、基本保険金額および年金原資保証額は、一部解約日の前日の積立金額に対する一部解約請求額の割合に応じて減額され、一部解約日以後、減額された基本保険金額および年金原資保証額が適用されます。



●一部解約後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドルを下回る場合または一部解約後の積立金額が5,000米ドル、5,000豪ドルを下回る場合には、ご契約の一部解約はお取扱いできません。

●繰下期間中は、ご契約の一部解約はお取扱いしません。また、年金支払開始日以後は、ご契約の解約・一部解約はお取扱いしません。

●解約返戻金には最低保証はありません。運用実績によっては一時払保険料を下回ることがあります。

●ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

円によるお払込み・お受取り

- 以下の特約を付加することにより、一時払保険料を円でお払込みいただくことや、外貨建ての年金、解約返戻金、死亡給付金などを円でお受取りいただくこともできます。この場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。

保険料円入金特約(一時払保険料を円でお払込みになる場合)

- この特約を付加することにより、一時払保険料を円でお払込みいただくことができます。
- この特約を適用した場合の外貨への換算は、アリアンツ生命が一時払保険料相当額を受領した日におけるアリアンツ生命所定の為替レート(保険料円入金特約為替レート)を用います。

年金円支払特約II(年金を円でお受取りになる場合)

- この特約を付加することにより、外貨建ての年金を円でお受取りいただくことができます。
- この特約は、第1回の年金の請求時に年金受取人からお申出いただくことにより、付加することができます。
- この特約を適用した場合、年金原資を円に換算します。円への換算は、年金支払開始日またはアリアンツ生命が必要書類を受付けた日のいずれか遅い日(アリアンツ生命所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日)におけるアリアンツ生命所定の為替レートを用います。



●円建ての年金のお支払いを開始した場合、外貨建ての年金のお支払いに変更することはできません。

円支払特約(解約返戻金、死亡給付金などを円でお受取りになる場合)

- この特約を付加することにより、外貨建ての解約返戻金、死亡給付金、年金の一括支払の支払額または死亡一時金を円でお受取りいただくことができます。
- この特約は、解約返戻金の請求時には保険契約者から、死亡給付金の請求時には死亡給付金受取人から、年金の一括支払または死亡一時金の請求時には年金受取人からお申出いただくことにより、付加することができます。
- この特約を適用した場合の円への換算は、下表の円に換算する日におけるアリアンツ生命所定の為替レートを用います。

お支払項目	円に換算する日*1
解約返戻金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌営業日の翌日*2
死亡給付金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日
年金の一括支払額	年金支払開始日またはアリアンツ生命が必要書類を受付けた日のいずれか遅い日
死亡一時金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日

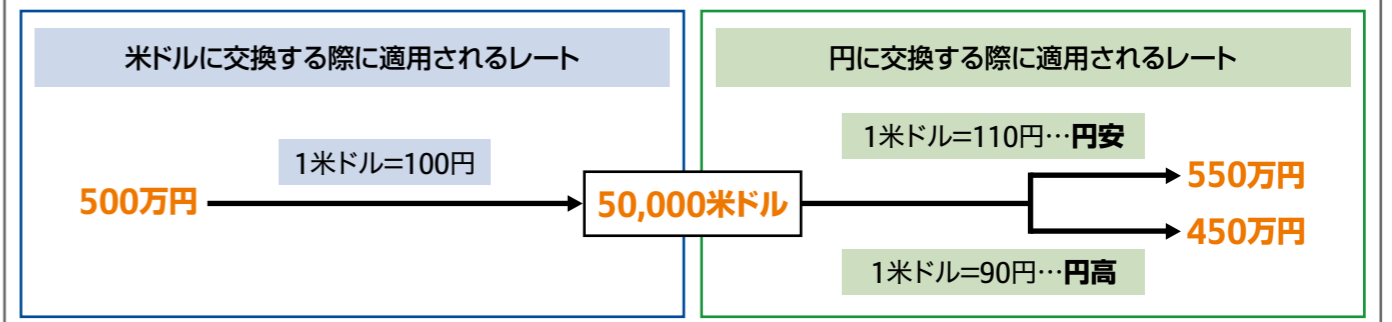
*1円に換算する日が、アリアンツ生命所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

*2繰下期間中はアリアンツ生命が必要書類を受付けた日となります。

為替相場による影響の例

- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

500万円を「1米ドル=100円」のときに米ドルに交換し、「1米ドル=110円」、「1米ドル=90円」のときに再び円に交換した場合



諸費用

- この商品にかかる費用は、つぎの「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「外貨のお取扱いにかかる費用」がかかります。

据置期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用 ご契約の締結などにかかる費用	据置期間 3年 一時払保険料に対して 2.0%	特別勘定への繰入時に 一時払保険料から控除します。
	据置期間 5年 一時払保険料に対して 3.0%	
	据置期間 10年 一時払保険料に対して 5.0%	
保険契約関連費用 ご契約の維持・管理、年金原資および 死亡給付金を最低保証するためにかかる費用	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.9%	毎日、左記の年率の1/365を 特別勘定の資産から控除します。
資産運用関連費用 特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定において 主な投資対象とする外国投資信託の管理報酬など が含まれます。	特別勘定において主な投資対象とする 外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.36%	毎日、左記の年率の日割額を 信託財産から控除します。



- 資産運用関連費用として、管理報酬（運用管理報酬および事務管理報酬が含まれます）およびルクセンブルクにおける信託財産にかかる租税（年次税）を記載しています。そのほかに、有価証券の売買委託手数料などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

解約・一部解約をされる場合にかかる費用 ※詳しくは9ページをご覧ください。

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除 解約・一部解約をされる場合にかかる費用	据置期間および契約日からの経過 年数に応じ、解約控除対象額に対して 4.0%~0.4%	解約返戻金の支払時に 積立金から控除します。

年金支払期間中にかかる費用 ※遺族年金支払特約による年金のお支払いについても同様のお取扱いです。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費 年金支払いの管理にかかる費用	支払年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に 責任準備金から控除します。



- 年金管理費は、将来変更されることがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用

- 一時払保険料を外貨でお払込みになる場合、保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、外貨建ての年金などのお受取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関にご確認ください。
- 一時払保険料を円でお払込みになる場合や、年金や死亡給付金などを円でお受取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくこととなります。アリアンツ生命所定の為替レート（下表）とTTM（対顧客直物電信売相場）との差額が外国為替手数料として特約適用時のご負担となります。

項目	米ドル	豪ドル
保険料円入金特約の為替レート	TTM+50銭	TTM+70銭
年金円支払特約II、円支払特約の為替レート	TTM-50銭	TTM-70銭

※TTMは、アリアンツ生命所定の金融機関が公示するその日の最初のTTS（対顧客直物電信売相場）とTTB（対顧客直物電信買相場）の中間の値となります。



- 外国為替手数料は、将来変更されることがあります。

税務

この商品に関する税金のお取扱い

- この商品では、ご契約にかかわるすべての金銭の授受は、外貨で行われます（特約を付加しない場合に限り）が、日本において契約される生命保険契約であるため、税法上のお取扱いについては円建ての生命保険契約と同様のお取扱いとなります。
- 外貨にて授受された金額を下表にもとづいて円に換算します。

項目	円に換算する日	換算レート*
払込保険料	保険料領収日	TTM
年金額	年金支払日	TTM
死亡給付金額	相続税・贈与税の対象となる場合	被保険者の死亡日
	所得税の対象となる場合	支払日
解約返戻金額	解約日または一部解約日	TTM

*アリアンツ生命所定の金融機関が公示するその日の最終レートを使用します。TTM（対顧客直物電信売相場）は、TTS（対顧客直物電信売相場）とTTB（対顧客直物電信買相場）との中間の値となります。



- 保険料円入金特約を付加した場合、払込保険料は保険料円払込額を基準とします。
- 円建年金移行特約、年金円支払特約II、円支払特約を付加した場合、年金額、死亡給付金額などはアリアンツ生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

生命保険料控除

- お払込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となり、1年間の払込保険料に応じた一定の金額がその年の所得から控除されます。



- 年金受取人および死亡給付金受取人がご契約者（保険料負担者）ご本人、配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）である場合に適用されます。
- 個人年金保険料控除の対象とはなりません。
- この商品の保険料払込方法は一時払のため、お払込みの年のみ対象となります。

解約返戻金の差益にかかる税金

ご契約後5年以内に解約	20%源泉分離課税	ご契約後5年をこえて解約	所得税（一時所得）+住民税
-------------	-----------	--------------	---------------

年金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			受取方法	税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人		
受取人が ご契約者 本人の場合	本人	本人または 配偶者	本人	年金	所得税（雑所得）+住民税
				年金支払開始時 の一括支払	【据置期間3年・5年】20%源泉分離課税 【据置期間10年】所得税（一時所得）+住民税
				年金支払期間中 の一括支払	所得税（一時所得）+住民税
受取人が ご契約者 以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金	【年金支払開始時】贈与税 【年金受取時*】所得税（雑所得）+住民税
				年金支払開始時 の一括支払	贈与税
				年金支払期間中 の一括支払	所得税（一時所得）+住民税

*各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額（課税部分の年金収入金額-課税部分の支払保険料）にのみ所得税が課税されます。

死亡給付金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者または子	相続税
死亡給付金受取人がご契約者本人の場合	本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人が それぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税
		子	配偶者	



- 上記の税務にかかわる説明は、平成23年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	0歳～75歳(満年齢)	
一時払保険料 (基本保険金額)	米ドル	30,000米ドル*1～5億円*2 (100米ドル単位)
	豪ドル	30,000豪ドル*1～5億円*2 (100豪ドル単位)
※被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円*2をこえることはできません。 *1 保険料円入金特約を付加した場合は300万円以上(1万円単位)となります。 *2 アリアンツ生命所定の為替レートにより円換算します。		
保険料払込方法	一時払のみ	
据置期間	3年・5年・10年 ※ご契約日の基準金利によっては、お選びいただけない据置期間があります。	
付加できる主な特約	保険料円入金特約、円建年金移行特約、年金円支払特約Ⅱ、円支払特約、遺族年金支払特約、年金分割支払特約	
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。	
年金支払開始日の変更	据置期間満了時に限り、年金支払開始日を繰下げることができます。	
増額	お取扱いしません。	

アフターサービス

**郵送による
情報提供・サービス**

- **ご契約状況のお知らせ**
四半期ごとに、保障内容、積立金残高、解約返戻金額などについてご契約者にお知らせします。
- **特別勘定運用報告書**
四半期ごとに、特別勘定の運用実績、資産内容などの現況などについてご契約者にお知らせします。
- **特別勘定決算のお知らせ**
毎年の決算後に、決算の概況などをご契約者にお知らせします。

**ホームページによる
情報提供・サービス**

アリアンツ生命
ホームページ <http://life.allianz.co.jp>

- ユニット価格の照会 ● アリアンツ生命所定の為替レートの照会 ● 特別勘定運用報告書
- 資産配分比率の照会 ● 商品のご案内 ● 最新の会社情報 など

**電話による
情報提供・サービス**

アリアンツ生命
カスタマーサービスセンター **0120-974-863**
受付時間:月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

- 積立金額の照会 ● アリアンツ生命所定の為替レートの照会 ● ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内 ● 各請求書類のお取寄せ


諸通知のご案内

- ご契約後にお届けする通知物の一例についてご案内します。各通知物とも、お受取りの際は内容をご確認のうえ、大切に保管くださいますようお願いいたします。

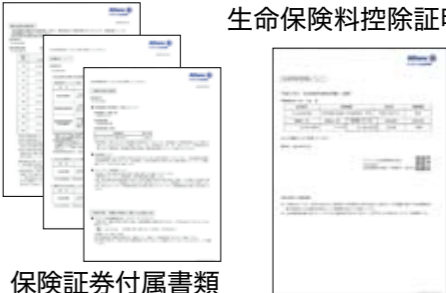
ご契約成立後

ご契約成立後、最短で3営業日目に発送します。(簡易書留郵便で発送します)

保険証券




生命保険料控除証明書



保険証券付属書類 アンケートはがき

特別勘定繰入れ後、最短で3営業日目に発送します。
特別勘定繰入れのご案内



据置期間中

年4回 3・6・9・12月末に作成し、翌月下旬に発送します。
● ご契約状況のお知らせ ● 特別勘定運用報告書

年1回 決算後に作成し、7月に発送します。
● 特別勘定決算のお知らせ

年金支払開始時

年金支払開始日の3か月前に発送します。
● 年金支払手続きのご案内

年金受取時

● 年金支払手続き完了のお知らせ
● 年金証書

各種手続き完了後

● お手続き完了のお知らせ

! ● 対象となるご契約の集中などにより発送が遅れる場合があります。
● 各通知物の種類および内容については、将来変更される場合があります。